

実質的支配者とは

実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいいます。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」の改正に伴い、2013年4月1日以降に法人口座を開設されたお客様は、以下の条件に該当する個人・法人を「実質的支配者（法人の事業経営を実質的に支配することが可能な者）」として申告する必要があります。

今般、2016年10月1日施行の改正により、議決権その他手段により当該法人を支配する自然人（個人）まで遡って確認することとされました。

そのため、新規口座開設時や取引責任者の変更時に、**実質的支配者申告書**により**実質的支配者を必ず申告する必要があります。**

<2016年10月1日以降（改正施行後）>

■資本多数決の原則を採る法人	
株式会社 有限会社（特例有限会社） 特定目的会社 投資法人 等	(A) 議決権総数のうち、25%を超える議決権を有するもの （自然人＝個人）がいる場合 ⇒当該自然人（個人） (B) 議決権総数のうち、25%を超える議決権を有するもの （自然人＝個人）がいない場合 1. 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動時支配的な影響力を有すると認められるものがある場合 ⇒当該自然人（個人） 2. 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動時支配的な影響力を有すると認められるものがない場合 ⇒法人を代表し、その業務を執行するもの（自然人＝個人）

■資本多数決の原則を採る法人以外の法人

一般社団法人、一般財団法人 学校法人、宗教法人 医療法人、社会福祉法人 特定非営利活動法人 合名会社、合資会社、合同会社 等	(A) 法人の収益総額の 25%を超える配当を受けるもの(自然人=個人)がいる場合 ⇒当該自然人(個人)	
	(B) 法人の収益総額の 25%を超える配当を受けるもの(自然人=個人)がいない場合 1. 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動時支配的な影響力を有すると認められるものがある場合 ⇒当該自然人(個人) 2. 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動時支配的な影響力を有すると認められるものがない場合 ⇒法人を代表し、その業務を執行するもの(自然人=個人)	
	一般財団法人 一般社団法人 公益財団法人 公益社団法人	代表理事 ※ 代表理事がいない場合、理事全員が「実質的支配者」となります。
	学校法人 医療法人	代表理事 ※ 代表理事がいない場合、理事全員が「実質的支配者」となります。
	宗教法人	代表役員
	社会福祉法人 特定非営利法人	理事全員
	合名会社 合資会社 合同会社	代表役員 ※ 代表社員がいない場合、業務執行社員全員が「実質的支配者」となります。

※国等(人格のない社団または財団、国または地方公共団体が 50%以上出資している法人、上場企業等を含む)またはその子会社に該当する法人が顧客等の議決権の総数の 25%超を保有する場合、当該法人を自然人である実質的支配者とみなします。

※議決権 25%超の計算は、直接保有、間接保有の合計となります。